

令和2年10月30日  
県民生活・環境部環境対策課

## 燕市吉田鴻巣地内における鉛による土壤汚染について

燕市吉田鴻巣の事業場で、事業者が土壤汚染対策法に基づき実施した土壤汚染状況調査の結果、鉛が土壤含有量基準を超えて検出された旨、三条地域振興局（環境センター）に報告がありました。

調査結果の概要及び県の対応は次のとおりです。

## 1 概要

- (1) 調査地点：燕市吉田鴻巣地内の事業場
- (2) 試料採取日：令和2年9月11日～12日、10月7日
- (3) 基準超過状況

有害物質の種類	土壤含有量	土壤含有量基準
鉛及びその化合物	360～1,700 mg/kg	150 mg/kg以下

&lt;参考&gt;

有害物質の種類	土壤溶出量	土壤溶出量基準
鉛及びその化合物	0.001未満～0.002 mg/L	0.01 mg/L以下

## 2 県の対応

汚染が確認された範囲については、バリケードによる立ち入り禁止の措置が図られており、第三者が自由に立ち入れる状況にないことを確認しました。

## (参考)

- 鉛及びその化合物
  - 1 健康への影響  
疲労、頭痛、関節痛、胃腸障害、中枢神経障害、末梢神経障害を及ぼすといわれている。
  - 2 用途  
鉛蓄電池、ハンダ、合金原料、電線被覆、顔料、銃弾、プラスチック安定化剤等に使用。
- 土壤含有量基準  
土壤に含まれる有害物質を口や肌などから直接摂取することによるリスクの観点で設定される基準。
- 土壤溶出量基準  
土壤に含まれる有害物質が地下水に溶け出して、その有害物質を含んだ地下水を口にすることによるリスクの観点で設定される基準。

本件についてのお問い合わせ先  
環境対策課環境保全係 [担当] 秋山  
(直通) 025-280-5154 (内線) 2712